*対応方法欄の対応例を削除又は編集し、具体的な措置について記入してください。*

【一般則】技術基準適合表（特定高圧ガス消費者）

＜対象ガスの例＞

特：特殊高圧ガス　燃：可燃性ガス　液酸：液化酸素　液ア：液化アンモニア

液塩：液化塩素

＜高圧ガス保安法　法律第２４条の３第１項関係＞

**消費施設の位置、構造及び設備に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 55 | １ | １ |  | 境界線、警戒標  【参照】例示基準１ | * 事業所の境界線を明示すること   （一部のみが高圧ガス保安法適用施設の場合は、設備区画でも可）   * 警戒標を掲げること   ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ２ |  | 設備距離 | 第１種保安物件：　　　　 　 第２種保安物件：  第１種設備距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  第２種設備距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ３ | 特 | 火気取扱施設との距離  【参照】例示基準２ | 火気を取り扱う施設yとの距離：　　　 ｍ　≧8ｍ  （8ｍ未満の場合には、流動防止措置等を講ずること）  ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ４ | 燃 | 消費設備設置室内の滞留しない構造  【参照】例示基準６ | * 開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと * 必要に応じて、シリンダーキャビネットに収納すること | 添付資料  No. |
|  |  | ５ |  | 消費設備に使用する材料  【参照】例示基準９ | * 適切な材料を使用すること | 添付資料  No. |
|  |  | ６ |  | 消費設備の基礎  【参照】例示基準10 | * 消費設備の基礎は、不同沈下等により有害なひずみが生じないこと * 貯槽（貯蔵能力100㎥又は１ｔ以上）の支柱又は底部（支柱のないもの）は同一基礎と緊結すること * 基礎の構造図、地盤調査結果等を示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | ７ | 特  液塩 | 貯蔵設備等の耐圧試験、気密試験  【参照】例示基準７ | **対象：容器以外**   * 耐圧試験、気密試験の実施方法について書面に記載すること | 添付資料  No. |
|  |  | ８ | 特  液塩 | 貯蔵設備等の強度  【参照】例示基準８ | **対象：容器以外**   * 構造図を示すこと * 強度計算書等を示すこと（大臣認定者試験品、KHK検査品等の認定品を除く）   ※強度計算に使用した箇所（最小肉厚部）を図示する  ・例示基準又は特定則の規定に基づく強度計算ができない構造を有する高圧ガス設備の場合、強度の確認方法を示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | ９ | 特 | 排気ダクトの系統分離 | * 消費設備からの排出ガスが相互に反応するおそれがある場合は、排気ダクトの系統を別にすること | 添付資料  No. |
|  |  | 10 | 特 | 消費設備等の気密な構造 | * 特殊高圧ガスの消費設備(貯蔵設備等を除く)、除害設備及び排気ダクトは気密な構造とすること | 添付資料  No. |
|  |  | 11 | 注1 | 排気ダクトの構造及び維持管理 | * 排気ダクトに係る生成物がたい積しにくい構造にすること * 定期的な点検及びたい積していた場合は速やかに除去すること | 添付資料  No. |
|  |  | 12 | 特 | 消費設備を設置する室の構造 | * 緊急時に容易に避難できる構造であること |  |
|  |  | 13 | 特  液塩 | 貯蔵設備等の圧力計及び安全装置の設置  【参照】製造細目告示7条  　　　　製造細目告示7条の2  例示基準13 | **対象：容器以外**   * 圧力計の設置位置と構造を示すこと * 圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力に戻すことができる安全装置を設置すること * 安全弁は、規定吹出し量計算書と所要吹出量計算書を添付し、規定吹出量が所要吹出し量以上であることを示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | 14 | 特 | 安全弁又は破裂板の放出管の位置 | * 貯蔵設備等に設けた安全弁又は破裂板には放出管を設置すること * 放出管の開口部の位置は、除害設備内又は排気ダクト内にすること | 添付資料  No. |
|  |  | 15 | 特  液ア  液塩 | 逆流防止装置の設置  【参照】例示基準78 | * 消費設備に係る減圧設備と、反応（燃焼を含む）のための設備との間の配管に逆流防止装置を設置すること | 添付資料  No. |
|  |  | 16 | 燃 | 低温貯槽の負圧防止措置  【参照】例示基準15 | **対象：低温貯槽**   * 低温貯槽内部の圧力が外部の圧力より低くなることにより貯槽が破壊されることを防止するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 17 | 特 | 消費設備の構造  【参照】例示基準17 | * 消費設備の内部ガスを、不活性ガス（特定不活性ガスを除く）に置換できる構造、又は内部を真空にできる構造とすること * 不活性ガスの配管は、相互に反応して災害のおそれがあるガスの通る配管内に不活性ガスを供給する配管と、別に設置すること | 添付資料  No. |
|  |  | 18 | 特 | 緊急遮断装置等の設置  【参照】例示基準19 | * 貯蔵設備に取り付けた配管に緊急遮断装置等を設置すること * 作動確認検査、弁座漏れ検査の実施に支障のない構造とすること   貯槽と緊急遮断装置の操作位置の距離≧５m  ・上記の位置のほか、周辺の状況に応じて遮断操作を行う機構を設ける場合には、遮断操作を速やかに行うことができるような位置とすること | 添付資料  No. |
|  |  | 19 | 特 | 微差圧力計等の設置等 | * 消費設備内の排気ダクトで異状を早期に発見するための措置として、微差圧力計等を設置すること | 添付資料  No. |
|  |  | 20 | 特 | 保安電力等  【参照】製造細目告示９条  例示基準20 | * 告示で定める保安設備に対して、停電等により機能が失われることのないような措置を講ずること * 保安を維持し、安全に設備を停止するために必要な容量を確保すること * 保安電力等は、その機能を定期的に検査すること   ※例示基準で示す表を参考に該当設備の保安電力を明示する  （例）   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 買電 | 自家  発電 | 蓄電池 | エンジン駆動 | スチームタービン駆動 | 空気、窒素  だめ | その他の措置 | | 防消火設備 |  |  |  |  |  |  |  | | ガス漏えい検知警報設備 |  |  |  |  |  |  |  | | 緊急遮断装置 |  |  |  |  |  |  |  | | 除害設備 |  |  |  |  |  |  |  | | 非常照明設備 |  |  |  |  |  |  |  | | 通報設備 |  |  |  |  |  |  |  | | その他 |  |  |  |  |  |  |  | | 添付資料  No. |
|  |  | 21 | 特 | 排出ガスの除害措置  【参照】例示基準29 | ・消費設備から排出されたガスは除害設備により除害すること  ※除害機構の説明書、能力の計算書等を明示する（定常運転時） | 添付資料  No. |
|  |  | 22 | 特  液ア  液塩 | ガス漏えい時の除害措置【参照】例示基準28  例示基準29  県審査基準４(2) | * 消費設備には、当該ガスが漏えいしたとき、安全にかつ速やかに除害する措置を講ずること * 規定数量以上の保護具の配備すること   ※除害機構の説明書、能力の計算書等を明示する（ガス漏えい時）  ※保護具等の保管場所を図示する | 添付資料  No. |
|  |  | 23 | 特  液ア  液塩 | 配管等の接合  【参照】例示基準26 | * 消費設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接すること * 溶接が適当でない場合は、必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手を使用すること | 添付資料  No. |
|  |  | 24 | 特  液ア  液塩 | 二重管の設置  【参照】例示基準27 | * 消費設備に係る配管は、ガスの種類、性状及び圧力並びに当該配管の周囲の状況に応じて必要な箇所を二重管にすること * 二重配管には漏えいを検知するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 25 | 燃 | 静電気を除去する措置  【参照】例示基準30 | * 消費設備には、静電気を除去する措置を講ずること   避雷設備　有　・　無   * 接地抵抗値を総合100Ω（避雷設備を設けたものは総合10Ω）以下にすること * 静電気除去設備を正常な状態で維持するための検査を実施すること | 添付資料  No. |
|  |  | 26 |  | ガス漏えい検知警報設備の設置  【参照】例示基準23  　 　 県審査基準４(1) | * 消費施設には、漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報するための設備を設置すること   ※検出端部及び発報する場所、設定値等を示す | 添付資料  No. |
|  |  | 27 | 液塩を除く | 防消火設備の設置  【参照】例示基準31 | * 消費施設には防消火設備を適切な箇所に設置すること * 操作位置は、対象設備から適切な距離を確保すること   ・防火又は消火のために必要な能力及び時間（30分以上）を満足する所要水量を確保すること  保有水量（　　　　　　ℓ）　＞　所要水量（　　　　　　ℓ）   * 散水配管がある場合には、水を必要な流量で供給できることを示すこと（圧力損失等計算書等）   ※防火設備及び消火設備の種類、性能、設置箇所等を、書面又は図面等に示す | 添付資料  No. |
|  |  | 28 | 特 | 緊急時の通報  【参照】例示基準32 | * 緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 29 |  | バルブ等の操作に係る措置  【参照】例示基準33 | * 作業員が当該バルブ又はコックを安全かつ適切に操作できるような措置を講ずること（バルブのフローシート等に合わせた番号等の標示、バルブの開閉標示及び開閉方向の標示、配管の流れ方向の標示等を行うこと）   ・保安上重要なバルブには、誤操作を防止する措置を講ずること（安全弁元弁の封印又は施錠、緊急遮断弁作動ボタンの誤操作防止  カバーの設置等）  ・バルブ等の操作位置には、当該バルブ等の機能及び使用頻度に応じ、必要な足場及び照度を設けること。 | 添付資料  No. |
|  |  | 30 |  | 貯槽の沈下測定等  【参照】製造細目告示10条  例示基準11 | **対象：貯槽（貯蔵能力100㎥又は１ｔ以上）**   * 沈下状況を測定するための措置を講ずること | 添付資料  No. |

注１：ジシラン、ホスフィン及びモノシラン

＜高圧ガス保安法　法律第２４条の３第２項関係＞

**消費の方法に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 55 | ２ | １ |  | 火気等の制限  【参照】例示基準２ | * 貯蔵設備等の周囲５ｍ(第６条の２第２項に規定する貯蔵設備等にあっては４ｍ)以内では、火気の使用を禁じ、引火性または発火性の物を置かないこと   （距離がとれない場合には、流動防止措置等の方法）  ※火気使用制限範囲を敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ２ | 液酸 | 石油類、油脂類の除去 | * 液化酸素の消費は、バルブ及び使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性のものを除去した後に行うこと | 添付資料  No. |
|  |  | ３ | 特 | 消費設備の点検及び異常時の措置  【参照】例示基準49 | * 異常の有無の点検を、使用開始及び使用終了時、そのほか設備様態に応じ１日1回以上行うこと * 点検時に異常が発覚したときの措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | ４ | 特 | 不活性ガスへの置換等 | * 消費設備に特殊高圧ガスの充塡容器等を接続した後、及び当該充塡容器等を取り外す前には、消費設備を不活性ガスに置換、若しくは内部を真空にすること | 添付資料  No. |
|  |  | ５  イ |  | 修理又は清掃の作業計画等の作成  【参照】例示基準50 | * 修理等を行うときは、作業計画及び作業の責任者を定めること * あらかじめ関係者に周知し、当該責任者の監視の下に行うこと * 作業時に異常があったときには、当該責任者に、直ちに通報するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | ５  ロ | 燃  毒  酸 | 修理又は清掃時の措置  【参照】例示基準50 | * 修理時、ガス種に応じて危険を防止するための措置を講ずること |  |
|  |  | ５  ハ  ニ |  | 修理又は清掃時に設備を開放等するときの措置  【参照】例示基準50 | * 消費設備を開放し、又は設備内に入るときは、危険を防止するための措置を施すこと * 開放して修理等をするときは、開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること |  |
|  |  | ５  ホ |  | 修理又は清掃終了後の措置  【参照】例示基準50 | * 修理等が終了したときは，当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費を行わないこと |  |
|  |  | ６ |  | バルブに過大な力を加えない措置  【参照】例示基準51 | * バルブを操作する場合は、過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること * 過大な力がかかることを防止するため、適切な維持管理をすること |  |